

「通所型サービス」の基準・単価 総括表

現行の通所介護相当のサービス (以下『現行相当』)		多様なサービス			
		サービスA (緩和した基準によるサービス)			
対象	要支援1・2 又は 基本チェックリスト該当者 (以下、各類型の振分けはケアマネジメントで判断)	「現行相当の対象」以外の方 専門職による支援等の必要性が低く、閉じこもり予防や要支援状態からの自立支援に資するサービスが必要と認められる方			
概要	国基準(現行予防給付)の基準・単価(加算含む)をスライド。	介護事業所向けの「一体型」と、多様な主体の参入も想定した「単独型」を設定。			
	送迎	あり(ドアtoドア) (未実施の場合減算あり)	基本あり(バスストップ方式も想定) 送迎の希望ない方の場合減算なし		
	入浴	あり(一部なし)	なし		
	食事	あり(一部なし)	基本なし(必要者に実費対応も可能)		
形態	指定	指定			
人員	管理者	常勤・専従1以上 (他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)	管理者**	「介護給付」「現行相当」との一体型 (2時間以上4時間程度)	単独型 (2時間以上4時間程度)
	生活相談員等 看護職員 (定員11人以上)	提供時間通じ1以上* 専従1以上	生活相談員等 看護職員	現行相当と同様	専従1以上 (他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)
	介護職員	~15人:提供時間通じ1以上* 15人~:利用者1人につき 0.2以上	介護職員** (従事者)	~15人:提供時間通じ1以上 15人~:利用者1人につき 0.1以上	~15人:提供時間通じ1以上 15人~:利用者1人につき 0.1以上
	機能訓練指導員	1以上	機能訓練指導員	現行相当と同様	
	設備	食堂・機能訓練室 3㎡x利用定員以上 静養室・相談室・事務室 消火設備その他の非常災害に必要な設備 必要なその他の設備・備品 運営規程等の説明・同意	サービスを提供するために必要な設備・備品		2.4㎡x利用定員以上
運営	衛生管理 秘密保持等 事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供 提供拒否の禁止 通所型サービス計画の作成 等	「現行相当」と同様		なし	個別サービス計画の作成
	事業費	「予防通所介護」の介護報酬と同等(月額定額制) 週1:月1,647単位(17,952円) 週2:月3,377単位(36,809円)	事業費 (1回ごとの単価設定を予定)	[要支援1相当]月4回利用:月923単位(10,060円) 月8回利用:月1,318単位(14,366円) [要支援2相当]月4回利用:月1,352単位(14,736円) 月8回利用:月2,702単位(29,451円)	予定
加算	「予防通所介護」に係る加算と同等	加算	なし		
減算	「予防通所介護」に係る減算と同等	減算	定員超過利用又は人員基準欠如の場合 70/100の減算		
自己負担	給付の負担割合	自己負担	給付の負担割合		

* 生活相談員または介護職員のうち1以上は常勤

** 管理者又は従事者が、一定の資格又は研修を受講していることが望ましい

**一定の資格又は研修等:東京都介護予防運動指導員養成事業の受講対象者=医師・歯科医師・保健師・助産師・看護師・准看護師・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・社会福祉士・介護福祉士・歯科衛生士・言語聴覚士・あん摩マッサージ師・はり師・きゅう師・柔道整復師・栄養士・介護支援専門員・健康運動指導士等・介護職員基礎研修課程修了者・訪問介護員2級以上で実務経験3年以上・実務者研修修了者・初任者研修修了者で実務経験3年以上等